

カルストの風

令和元年11月発行
美祢市学校事務共同実施会
じむだより 第58号
美東・秋芳グループ担当

今年も早いもので残り1か月あまりとなりました。忙しい時期に突入しますが、計画的に業務を行っていききたいものです。今回は「休暇簿の記入」「共済組合の掛金」などを取り上げました。

休暇簿の記入について

開始時刻と終了時刻を記入していますか？



職名		氏名		請求等期日		請求者等印	
決裁	校長 印	教頭 印		令和元年12月23日			印
休暇等期間	1月7日 12時40分から	1日 4時間	出照勤務合	年休	休暇等累計	年休	日 4時間
休暇等区分	① 年休 ② 病休 ③ 特休 [公民権行使、官公署出頭、結婚、出産、育児、忌引、父母の祭日、生理、その他] ④ 職専免等			2から4までのうち必要な場合の理由等	職専免等	日	時間
決裁	校長 印	教頭 印		令和元年12月24日			印
休暇等期間	1月8日 8時10分から	1日 時間	出照勤務合	年休	休暇等累計	年休	1日 4時間
休暇等区分	① 年休 ② 病休						

請求等期日は前後していませんか？



印もれ注意鮮明に！



累計の計算は合っていますか？

病休・特休・職専免等の場合は理由を記入してください。

正しく記入できていますか？

職名		氏名		請求等期日		請求者等印	
決裁	校長 印	教頭 印		令和元年8月1日			印
休暇等期間	8月13日 8時10分から	4日 時間	出照勤務合	職免	休暇等累計	年休	2日 時間
休暇等区分	① 年休 ② 病休 ③ 特休 [公民権行使、官公署出頭、結婚、出産、育児、忌引、父母の祭日、生理、その他] ④ 職専免等			2から4までのうち必要な場合の理由等	職専免等	日	時間
	夏期厚生計画						

夏期厚生計画



夏季厚生休暇
夏季厚生計画

- ★記入の間違いは二本線で消し、訂正印を押します。→修正液や修正テープは使いません。
- ★休暇等を取消す場合 → 決裁前は請求者の印で消印、決裁後は校長印で消印します。

特別休暇



今年度追加されました



不妊治療

不妊治療を受けるために勤務しないことが相当と認められる場合、一歴年につき6日の範囲内の期間で取得できます。

子の看護

職員が養育する子の在籍する学校等が感染症の予防のために臨時休業となった場合の世話も対象となりました。



共済組合の掛金を紹介します！！

～ 参考にしてください。～



《掛金の徴収》

共済組合の ①短期給付(医療給付・休業給付・災害給付等)及び福祉事業(人間ドック・貸付等) ②介護給付 ③厚生年金保険給付 ④退職等年金給付(公的年金制度を補完する為のもの)に係る掛金は、公立学校共済組合の組合員となった月から徴収されます。また、介護掛金は、40歳に達した月から徴収されます。掛金は給料及び期末手当等から控除されます。

●掛金の算出方法

区分	算 出 式
給 料	標準報酬月額 × 掛金率 = 掛金(円未満切り捨て)
期末手当等	標準期末手当等の額(千円未満切り捨て) × 掛金率 = 掛金(円未満切り捨て)

●掛金率 (平成31年度)

区分	掛 金 率			
	① 短期	② 介護	③ 厚生年金保険	④ 退職等年金
一般組合員	4.351% 福祉事業に係る掛金率 0.141%を含む	0.675%	9.15%	0.75%

例：標準報酬月額が410,000円の場合の掛金額

- ① 短期 410,000円 × 4.351% = 17,839円
 - ② 介護 410,000円 × 0.675% = 2,767円
 - ③ 厚生年金保険 410,000円 × 9.15% = 37,515円
 - ④ 退職等年金 410,000円 × 0.75% = 3,075円
- 合 計 (月額) 61,196円

給与支給明細書 (年 月 日) 所属 職員番号

給料表	職	月給	調整額	地域手当	扶養手当	管理職手当	初任給調整手当	通勤手当
住居手当	単身赴任手当	特給・へき地手当	職給・専ら手当	農林手当	産業教育手当	定通教育手当	教員特	
時間外手当 100/100	時間外手当 125/100	時間外手当 150/100	時間外手当 135/100	時間外手当 160/100	時間外手当 25/100	休日勤務手当	夜間勤務	
休日手当 (国)	管理職日特別勤務手当	期間率	期末手当	期間率	勤続手当	時間外60 50/100	時間外60 150/100	時間外60 1
共済留職掛金	共済介護掛金	共済長期掛金	共済長期掛金	退職課税対象額	所得税	住民税	互助会	
公金留職掛金	共済	財産形	控除計	給与累計	社会保険料累計	所得税累計	労働債	
互助会		口座変更	その他	送り現金給付	第1口座振替額	第2口座振替額	第3口座	
標準報酬月額	等級及び月額	決定年月	適用年月	標準期末手当等の額	短期	長期厚年	長期退職	

標準報酬月額・標準期末手当等の額

《休業等したときの掛金の払込方法》

